

# 企画競争説明書

## (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：カンボジア国南部経済回廊（道路・橋梁セクター）に係る情報収集・確認調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00722

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年12月6日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：カンボジア国南部経済回廊（道路・橋梁セクター）に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2024年10月  
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型  
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム方式（一括確定額請負型）にて行います。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Matsushita.Yuichi@jica.go.jp](mailto:Matsushita.Yuichi@jica.go.jp)

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月20日 12時
3	質問への回答 12月13日12時までの受領分	第1回 回答日 2023年12月18日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年12月25日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年1月9日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年1月23日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性

があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注３）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

## （２）回答方法

上記４．（３）日程のとおり、原則２回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

### （２）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記４．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

### （3）提出先

#### 1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （4）提出書類

#### 1）プロポーザル・見積書

#### 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### （5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### （1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80、価格評価点 20 とします。

### （2）評価方法

## 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点
- ② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。



上限額の 80% 下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80% 未満の場合は、上限額の 80% を N として計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% 算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※ 不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただければ幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「カンボジア国南部経済回廊（道路・橋梁セクター）に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）はメコン地域を結ぶ南部経済回廊の中央に位置しており、首都のプノンペンを中心に西にタイへ繋がる国道5号線と、東にベトナムへ繋がる国道1号線が運輸・物流を支える回廊を成し、タイ及びベトナム等の近隣国との国際貿易における物流中継基地として期待されている。カンボジア国内区間の輸送では陸路輸送が9割を占めているが、国道・州道の舗装率は約56%と低く、4車線以上の主要国道の延長も1割以下にとどまり、近年増加している交通量に対し、道路インフラ整備の遅れが円滑な物流の妨げとなっている。

カンボジア政府は、JICAを含む複数ドナーが支援した計画やマスタープランを統合し、運輸交通・物流分野の総合計画として2023年8月に承認された包括的インターモーダル運輸物流マスタープラン（Comprehensive Intermodal Transport and Logistics Master Plan: CITL-MP）において、複数の国道の整備やリハビリ事業を最優先課題に掲げており、プノンペン都を中心とした周辺国との連結性の向上を図ることを目指している。同マスタープランでは、南部経済回廊上に位置するプノンペン周辺の交通円滑化のため、環状道路や放射道路の整備も提案されている。また、ASEAN首脳会合において承認された「ASEAN 連結性マスタープラン2025（MPAC2025）」でも連結性強化が目標の一つに設定されており、経済回廊の整備を指標としている。一方、カンボジアでは2023年7月に国政選挙が実施され、フン・マネット首相による新たな政権が誕生した。新政権が策定した新しい開発戦略（五辺形戦略）においても、地域の連結性向上が重点分野とされており、運輸・交通インフラ整備に対するニーズがより一層高まると考えられる。

JICAは国内経済基盤の強化に資する南部経済回廊の連結性向上を支援しており、特に、2013年以降円借款事業にて国道5号線の改修工事を実施し、今後、同事業の工事

が完了する予定である。しかし、南部経済回廊全体としては改修が必要な区間が残されており、また、特に都市部では交通量が増加している影響も受け、メコン地域の連結性を妨げるボトルネックとなっている。また、一部の区間では、片側一車線の道路に大型トラック、乗用車、バイクが混在して往行しており、交通安全面でも深刻な課題になっている。

一方、プノンペンでは、急速な都市圏の増加・人口増加に伴う交通混雑が深刻な課題となっており、将来更に増加する交通量に対応するには、公共交通の利用促進と同時に、環状道路等を含む道路ネットワークの整備・拡幅等が必要となっている。また、カンボジア政府は、今後のプノンペン都市圏の更なる発展を見ずえて、プノンペンのメコン川対岸地域の開発を進める考えを有しており、それに伴う道路・橋梁ネットワーク整備も喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、本調査は、カンボジアの道路・橋梁セクターにおける有償資金協力の案件形成を行うことを念頭に、南部経済回廊上でボトルネックとなっているプノンペン都中心部及び周辺国道における現状・課題を把握し、戦略的な支援方針の策定と案件形成を行うために必要な情報を収集・分析することを目的とする。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### (1) 調査の目的

本調査は南部経済回廊のボトルネックであるプノンペン都中心部及びその周辺並びに国道1号線における現状・課題を整理の上、今後の道路・橋梁整備の概要を検討し、将来的な円借款候補案件の形成に必要な情報を収集・分析することを目的とする。

- 1) 南部経済回廊の連結性強化という視点を踏まえて、また調査対象となる国道1号線における交通量や沿線の開発ポテンシャルを踏まえ、バイパス整備や線形改良を含む道路改修の必要性を整理した上で、対象区間の改修内容を検討する。
- 2) 将来的に発展が見込まれるプノンペン中心部のメコン川対岸地域（カンダル州に位置）に関するカンボジア政府の開発計画・開発構想を踏まえて、将来的なプノンペン都市圏の発展と交通円滑化に資する橋梁整備及びメコン川対岸での道路ネットワーク整備に関するニーズを確認した上で、必要とされる整備内容を検討する。

#### (2) 調査の範囲

受注者は、上記「第3条(1) 調査の目的」を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

## 第4条 調査実施の留意事項

### (1) 本調査の位置づけ

本調査のカンボジア側カウンターパート機関となる公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport。以下「MPWT」という。）は、以下の道路・橋梁整備に円借款を活用する意向を有しており、これらの必要性・妥当性を検証することを念頭に置く。この検証の過程では、複数の代替案を、それぞれのコンポーネントの事業概要、概算コスト、交通混雑改善への寄与度、整備の優先度、経済効果、環境社会配慮上の影響等の観点から比較検討すること。

- ・ プノンペン都内モニボン交差点から国道1号線上約4.5kmの区間での高架橋建設（片側2車線）
- ・ 上述の4km地点からプノンペン港（LM17コンテナターミナル）までの約20kmの区間での国道1号線の拡幅（片側3車線）
- ・ プノンペン港（LM17コンテナターミナル）からネアックルン橋（つばさ橋）までの約30kmの区間での国道1号線の拡幅（片側2車線）
- ・ 環状2号線と国道1号線の交差点からメコン川対岸地域に架かる約2.6kmの橋梁の整備
- ・ プノンペン都内シハヌーク通り近辺からメコン川対岸地域に架かる約3.5kmのトンネル（河床を横断）の整備

本調査の実施に際しては、最新の関連する運輸インフラの整備状況や最新の交通量データを踏まえ、国道1号線全線についての開発ニーズを整理すること。特に、2023年6月に中国企業が着工済みのプノンペンとバベットを結ぶ高速道路事業について、将来的には国道1号線と一部並行するため、同高速道路事業と国道1号線全線（バイパス含む）の役割分担を整理した上で、円借款事業の支援候補区間であるプノンペン～ネアックルン橋（つばさ橋）までの約50km区間を整備する必要性・妥当性・複数の代替案・優先度を整理すると共に適切な整備内容を検討すること。

プノンペン都内モニボン交差点から国道1号線上約4.5kmの区間においては、住宅や商業施設等が密集している一方で朝夕を中心とした交通混雑が顕著であることから、MPWTからは片側2車線の高架橋建設を要望されている。当高架橋についても本調査の検討対象に含むこととするが、調査を通じて発注者と十分相談の上で、最終的な取りまとめ方を整理すること。

また、本調査では、カンボジア政府関係機関と協議の上で、プノンペン中心部の対岸地域（カンダル州に位置）に関する既存の開発計画を確認した上で、メコン川の対岸地域を含む将来的なプノンペン都市圏の開発構想を整理し、円借款の候補となる橋梁整備事業の内容を検討すること。なお、カンボジア政府からは橋梁整備の他、トンネル整備についても支援要望があるところ、複数の代替案を比較・検討の上で、対象事業の必要性・妥当性を整理すること。

なお、開発インパクト最大化の観点から、円借款事業としては上記国道1号線改修及びプノンペン都市圏の橋梁整備を含む1つの案件として形成する想定だが、現地調査の結果を踏まえて、発注者と相談の上で最終的な取りまとめ方を整理すること。

## (2) 関連する開発計画を踏まえた検討

カンボジア政府の優先政策として、運輸交通・物流分野の総合計画であるCITL-MPが2023年8月に承認された。CITL-MPでは、南部経済回廊を含む国道、都市内道路網の整備やリハビリ事業を最優先課題に掲げており、周辺国との連結性の向上やプノンペン都を中心とした都市部の交通渋滞の解消、交通安全の実現を目標としている。本調査では、CITL-MP及び関連する他のカンボジア政府の開発計画を十分考慮の上で、国道1号線の改修事業及びプノンペン中心部での橋梁整備事業の内容を検討し、その妥当性を整理すること。

## (3) 国道1号線の沿線開発

国道1号線についての事業提案を行う際には、道路の拡幅や改修により1号線沿線地域への裨益効果を含めた提案とすることで、道路整備事業としての付加価値を高める検討が必要となる。このため、本調査にて、国道1号線及びバイパス区間の道路計画を検討する際には、沿線地域の開発計画や開発ポテンシャルを踏まえて、当該提案事業が沿線地域の経済・社会に貢献可能な提案となるよう検討すること。提案に際しては、沿線地域の住民への裨益を意識したアプローチ（教育施設・医療施設・市場等の経済拠点へのアクセス改善や歩行者空間・交通安全設備の確保等）の実現可能性についても可能な範囲で検討すること。

## (4) 道路・交通実態調査

第4条(8)にある過去の調査結果を最大限活用した上で、交通量補完調査及び将来交通需要の検討を実施する。交通量補完調査にあたっては、現地再委託を可とし、プロポーザルで効率的・効果的な実施方法を提案すること。

また、外環状道路が整備されつつある中、同環状道路整備の影響を十分に踏まえて将来交通需要を検討するため、同整備事業の進捗を把握した上で交通量補完調査を実施するとともに、カンボジア側の大型車のプノンペン市内への進入経路、規制や今後の方針・計画等も確認すること。

## (5) 環境社会配慮

本調査では、特に国道1号線における拡幅や改修が、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つプロジェクト（「国際協力機構環境社会配慮

ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。)に該当することが想定される。このため、事業候補地の環境・社会状況(土地利用、自然環境等)を調査するとともに、社会的弱者への配慮の必要性を併せて確認する。特に用地取得・住民移転については、必要性、法的枠組み、規模・範囲を確認すること。環境社会配慮調査においては、現地再委託を認めるものとする。法的枠組みを含むカンボジア国内法制度については、当該国における最新の協力準備調査等を確認し、既存調査を最大限活用すること。

また、本調査においては、カンボジアの道路・橋梁セクターにおける過去のJICA事業から得られる教訓・事例等を十分に整理して、用地取得・住民移転に関する先方政府の実施体制やプロセスを精査した上で、円借款候補事業の形成に際して想定される課題等を整理すること。

なお、本調査は基本的に国道1号線を対象として想定するが、第4条(6)も踏まえて、プノンペン中心部と対岸地域を繋ぐ橋梁事業の検討に際して必要性があれば、対岸地域も環境社会配慮調査の対象に含めること。

#### (6) プノンペン対岸地域の開発計画、土地利用計画の確認

第4条(1)に記載のとおり、本調査ではカンボジア政府(カンボジア開発評議会、国土管理・都市計画・建設省、MPWT等)、カンダール州政府、プノンペン都等と十分に協議の上で、プノンペン対岸地域の開発計画、土地利用計画について情報収集・整理すること。また、当該地域の土地利用計画、インフラ整備計画や整備事業の実施に関するカンボジア側関係機関の役割分担の整理を行うとともに、民間の開発事業者の動向についても併せて整理すること。

なお、本調査にて提案するプノンペン対岸地域に架かる橋梁整備事業に関しては、上記開発計画、開発構想を踏まえて、関連するインフラ整備計画との関連性・整合性に十分注意すること。

#### (7) 業務計画及び現地渡航

本調査は約8か月間の期間(報告書作成を含む)を想定し、カンボジア側の関係機関との協議・説明や現地調査を行うために、各業務従事者2~3回程度の現地渡航を想定している。ただし、必要性が認められ、契約金額内に収まる場合はこの限りではない。

#### (8) 先行調査・既往事業等のレビュー及び連携可能性の検討

本調査と関連する我が国による先行調査・既往事業は、以下のとおり。

- ・無償資金協力「国道1号線(プノンペン~ネアックルン区間)改修計画」  
(2005-2017)

- ・「プノンペン-ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査」  
(2014)
- ・円借款「国道5号線改修事業(バタンバン-シソポン間)」(2013-2021)
- ・円借款「国道5号線改修事業(プレックダム-スレアマアム間)」  
(2014-2024)
- ・円借款「国道5号線改修事業(スレアマアム-バタンバン間及びシソポン-ポイペト間)」(2015-2025)
- ・「プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業準備調査」(2015-2017)
- ・技術協力プロジェクト「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」  
(2015-2018)
- ・「物流システム改善に係る情報収集・確認調査」(2017-2018)
- ・円借款附帯プロジェクト「道路分野における環境社会配慮に関する実施能力向上プロジェクト」(2017-2020)
- ・「物流システム改善プロジェクト」(2018-2023)
- ・「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」(2019)
- ・「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」(2021-2023)
- ・「プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト」(2022-2024)
- ・円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」(2021-2025)
- ・「カンボジア国物流改善実施能力向上プロジェクト」(予定)

上記調査・事業をはじめとする先行事例から得られる情報を最大限に活用するとともに、実施中案件については情報共有や連携を図りつつ、重複がないよう効率的な調査を実施する。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業等から得られる情報と本調査で対応が必要な項目について整理し、調査すべき事項についてその理由とともに提案すること。

#### (9) 交通安全対策の検討

近年の交通量の増加に伴い、国道1号線では、狭隘な道路区間を多くの大型トラック、乗用車、バイクが通行し、交通渋滞とともに交通事故のリスクが深刻な課題となっている。このため、本調査では当該区間の周辺環境、交通状況、事故発生状況等に基づき、課題を踏まえた道路計画・道路線形を検討すること。

また、将来的な国道1号線の交通需要の更なる増加を見すえて、円借款候補事業対象区間における交差点改良、交通安全施設・設備の導入等、中長期的な観点で当該区間の交通安全に資する対策も併せて検討を行う。

なお、検討の際には実施中の円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」（2021-2025）にて、国道5号線沿線における実施機関の交通安全対策向上に取り組んでいるため、同技術協力の調査結果や活動成果の活用も検討すること。

あわせて、アジア開発銀行（ADB）をはじめとする他ドナーによる交通安全の取り組み状況を把握の上、検討を進めることとし、調査や提案内容に重複可能性がある場合は発注者に相談すること。

#### （10）調査内容・結果の先方政府との確認

本調査の実施にあたっては、最終的な結果のみならず、途中段階でも先方実施機関と協議議事録等で調査内容・結果を確認する。先方関係機関に本調査の進捗や結果を提示する際には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得る。また、円借款案件としての実施に先立ち、事業実施機関（MPWT）から経済財政省に対して提出するコンセプトノートの作成や、調査結果の発表等が必要となるため、これらにかかるMPWTへの支援を行う。

### 第5条 調査の内容

上記「第3条 調査の目的と範囲」を達成するために以下の業務を行い、上記「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

#### （1）インセプション・レポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

##### 1）関連資料及び情報の収集・整理・分析

発注者や先方政府、他ドナー機関等が実施した調査資料や関連資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。

##### 2）調査の基本方針の策定

上記1）の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行う。調査方法には、第4条（4）道路・交通実態調査、（5）環境社会配慮、（6）ポンペン対岸地域の開発計画、土地利用の確認の検討を含む。

##### 3）先方関係機関への先方政府説明資料・質問票作成



現地収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票（英文）として取りまとめる。また、インセプション・レポートに基づき、カンボジア側関係機関向けの説明資料を作成する（パワーポイント）。説明資料は端的かつ分かりやすい内容となるよう留意する。

#### 4) インセプション・レポートの作成

上記1)～3)の内容及びファイナル・レポートの目次案等で構成される業務計画書（和文）及びインセプション・レポート（英文）を作成する。発注者及び発注者関連部署にインセプション・レポート（案）の内容を説明する。協議の結果を踏まえ、インセプション・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

#### 5) インセプション・レポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インセプション・レポートを配布し、既存資料等の分析結果、業務の実施方針、業務計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、了解を得る。

### (2) カンボジア国の道路・橋梁インフラ開発計画に係る情報収集・整理と現状分析

以下について情報収集・整理し、分析を行う。

- ①新政権におけるカンボジア政府の上位開発計画、道路・橋梁インフラ分野及び関連分野における開発方針、開発計画
- ②2023年8月に承認された CITL-MP
- ③実施済み、実施中及び計画中の道路・橋梁及び関連分野の整備事業。なお、カンボジア政府の自己資金による整備事業のみならず、ドナー支援や民間、PPPの事業についても情報収集を行う。
- ④道路・橋梁インフラへの投資、維持管理に関わるカンボジア政府（中央レベル、州レベル）の実施体制、予算規模
- ⑤プノンペン都および周辺地域（メコン川対岸を含む）並びに国道1号線沿線の人口予測に関する情報

### (3) 道路・交通実態調査の実施計画の検討と実施

第4条（4）のとおり、本調査において、基本的には既存の交通量調査（「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」（2019年7月）、「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」（2023年2月））のほか、「物流改善実施能力向上プロジェクト」で実施予定の交通調査等を最大限に活用しつつ、簡易OD調査を含む交通量補完調査や将来交通需要の検討、及び現況道路容量等の情報収集・整理を実

施する。交通量補完調査の検討にあたっては、国道1号線の調査対象区間のみならず、メコン川の橋梁の検討に必要となる調査区間（プノンペン対岸へのフェリー乗り場、CITL-MPで提案されている橋梁候補地付近）も併せて計画に含めること。

### ① 道路・交通実態調査の計画

道路・交通実態調査の実施計画を検討する。検討にあたっては、実測による交通量補完調査と関係者へのインタビュー調査及び道路施設の目視調査を実施するものとし、技術プロポーザルにて提案された内容、項目、方法、スケジュールにて実施計画を作成する。なお、上記の調査の一部を現地再委託にて実施することも可とする。

### ② 道路・交通実態調査の実施

計画に沿って、道路・交通実態調査を実施し、調査結果を踏まえて、国道1号線の対象区間における交通課題につき、既存資料や補完調査結果からその内容と発生箇所につき特定・分析を行う。また、次に示す道路交通関係者に対し、既存調査の実施時点から状況が大きく変化していると考えられるトリップ情報や速度低下箇所、交通事故多発箇所等がある場合にはインタビューを実施し、必要なデータを入手し、整理を行うこと。

- ・ 交通警察、道路管理者、旅客・貨物輸送業者、周辺住民

また、道路施設の目視調査では公共事業運輸省が有するIRI（International Roughness Index：国際ラフネス指数）のデータ等を参考にすると共に、次に示す事柄を確認する。

- ・ 各種道路構造（平面線形、縦断線形、幅員、交差点等）の状況
- ・ 道路構造物（盛土、橋梁等）の状況
- ・ 舗装状況
- ・ 道路利用状況及び沿道の土地利用状況
- ・ 交通安全施設、道路付帯設備の状況

上記調査結果は、交通実態調査結果として概要を報告書本文に記載し、詳細は別添として取りまとめる。

### ③ 将来交通需要の見通しの検討

前項②の調査結果と併せ、発注者から共有される「プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業準備調査」や「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」等の需要予測値を参考に、関連計画・政策を鑑み、提案事業の必要性や妥当性の説明に必要な今後の国道1号線の将来交通需要の見通しを検討する。また、メコン河を渡る橋梁が建設された際の他道路、他ドナーが支援予定の橋梁との交通量分散に関しても分析・検討を行う。

#### (4) 環境社会配慮調査の実施

主な調査項目は以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

- ① 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
  - (c) 関係機関の役割
- ② 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 既存の調査から得られる二次情報に基づいてベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。）
- ⑤ 住民移転に係る法的枠組みの分析  
用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離について二次情報の範囲で確認する。なお、情報収集に際しては、最新の当国での協力準備調査等を確認し、既存調査を最大限活用すること。
- ⑥ 住民移転の必要性の記載  
事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を二次情報の範囲で整理する。
- ⑦ スクリーニングフォーム案、環境チェックリスト案

#### (5) 他ドナー等による道路・橋梁整備計画の確認

本調査で提案する候補事業に係る、他ドナーが実施中または計画中の道路・橋梁事業に関する情報を収集し、国道1号線改修及びメコン橋整備事業への影響や開発効果の比較・相乗効果・競争性の分析を行う。加えて、先方政府自己資金での事業やBOTを含むPPP等の民間が実施する事業についても同様の

整理を行うこと。現時点で発注者が把握している事業は以下のとおりだが、本調査では、カンボジア側の政府関係機関等との協議を通して、実施中または計画中のプロジェクト概要、スケジュール、規模を始めとした関連事業に関する情報を収集・分析する。

- ・ プノンペン-バベット高速道路（中国企業による BOT）
- ・ ネアックルン橋（つばさ橋）～バベット間の1号線改修事業（Cambodia Road Network Improvement Project）（ADB）
- ・ プノンペン都メコン架橋事業（Cambodia-Korea Friendship Bridge）（韓国 EDCF）
- ・ プノンペン都メコン架橋、環状線（RR3）整備（中国）

#### （6） プノンペン対岸地域の開発計画、土地利用計画の確認

国道1号線改修およびメコン橋整備事業に関連するプノンペン都および対岸地域の開発構想、開発計画および土地利用計画、土地利用状況について情報収集を行い、国道1号線のプノンペン市内区間、環状道路および橋梁整備の必要性・妥当性について取りまとめる。

#### （7） インテリム・レポートと先方関係機関への説明

##### 1） インテリム・レポートの作成

第1次現地調査を踏まえ、結果をインテリム・レポートとして取り纏め、発注者に、インテリム・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インテリム・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

##### 2） インテリム・レポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インテリム・レポート（案）の内容について説明・協議し、基本的了解を得る。

#### （8） 適用可能性のある本邦技術に関する情報収集

想定する道路・橋梁整備事業において、経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などが期待される本邦企業に優位性がある技術について、基本情報を収集し、整理を行う。

#### （9） 円借款候補案件に関する情報収集・案件形成時の留意点の整理

上記（3）の結果を踏まえ、円借款候補案件を特定し、個別案件形成に向け、以下の事項に関する基礎的な情報を収集・分析し、案件形成時の留意点を整理する。また、実際の案件形成時に概算額の上振れリスクがある場合、どのような点にリスクがあるのか、後続の調査（協力準備調査など）で精査すべき項目等を挙げる。なお、既往案件（「国道5号線改修事業」等）の教訓も踏まえ整理すること。

- 1) 事業コンポーネントの概要（過去協力案件や他ドナーの協力案件との関連性・相乗効果、実施時期の想定と実施意義等）・複数の代替案の整理
- 2) 想定事業費（案）とその内訳、試算額の根拠・妥当性
- 3) 施工スケジュール
- 4) コンサルティングサービス（選定方式とメリット・デメリットの検討）
- 5) 事業効果（効果の定義、経済効果の比較、裨益人口の定量的指標（女性や貧困層等の役割やどのように裨益するか等の分析を含む）、防災・気候変動への対応等）
- 6) 用地取得が必要な場合の現状、対象地域の環境社会配慮に関連する基礎的な情報、プロセス等
- 7) 適用技術（本邦技術活用の可能性や本邦企業参画の可能性、デジタル分野に紐づく支援の可能性等）
- 8) 運営・維持管理体制・費用

#### (10) ドラフト・ファイナル・レポートの作成と先方関係機関への説明

##### 1) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

以上の調査結果をドラフト・ファイナル・レポート（案）として取りまとめ、発注者に内容を説明する。協議の結果を受けて、ドラフト・ファイナル・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

なお、本調査で円借款事業の候補として想定する主な対象は、国道1号線改修事業及びプノンペン都の橋梁整備事業であるが、先方から要望があったトンネル整備事業及び高架橋建設事業についても検討対象となるところ、ドラフト・ファイナル・レポートにおける両事業の取りまとめ方については事前に発注者と十分に相談すること。

##### 2) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

先方関係機関に対し、ドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明・協議する。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府や JICA による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上で明記するとともに、口頭でも明確に伝え、カンボジア側関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意する。

#### (11) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については修正し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

## 第6条 報告書等

本調査の成果品は「ファイナル・レポート」とし、各段階の報告書も含めて以下の通り提出する

報告書名	形式	言語	部数
インセプション・レポート	電子データ	日本語・英語	1
インテリム・レポート	電子データ	日本語・英語	1
ドラフト・ファイナル・レポート	電子データ	日本語・英語	1
ファイナル・レポート	製本版	日本語・英語	各5部
	電子データ		1
ファイナル・レポート（要約版）	製本版	日本語・英語	各5部
	電子データ		1

成果品を含む各々の報告書の提出時期は第3章2.（1）参照。

## 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：報告書目次案

別紙2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

## 別紙 1 : 報告書目次案

### 報告目次 (案)

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

### 調査要約

### 地図

### 写真集

1. 調査の概要
  - (1) 調査の背景
  - (2) 調査の概要
  - (3) 調査団と調査工程
  - (4) 調査結果の概略
2. カンボジア王国の概況
  - (1) 社会・経済状況
  - (2) 交通状況
  - (3) 開発計画
3. カンボジア全土およびプノンペン周辺の道路・橋梁インフラ開発計画の現状
  - (1) カンボジアの道路・橋梁整備にかかる上位計画、関連法、整備方針
  - (2) カンボジアの道路・橋梁整備計画の現状と課題
  - (3) 南部経済回廊（国境施設を含む）の整備状況と課題
  - (4) 国道1号線およびプノンペン周辺の道路・橋梁整備計画の現状と課題
  - (5) カンボジアおよびプノンペン周辺の道路・橋梁インフラ分野における他ドナーの支援情報
  - (6) 国道1号線およびプノンペン周辺の道路・橋梁整備にかかる都市開発、土地利用状況、計画
4. 国道1号線およびプノンペン周辺の交通状況
  - (1) 国道1号線の交通状況
  - (2) プノンペン周辺の交通状況
  - (3) 国道1号線における交通需要
  - (4) プノンペン周辺における交通需要
5. 国道1号線およびプノンペンメコン架橋・環状線整備における優先事業の提案
  - (1) 各優先事業の具体化のための情報収集内容
  - (2) 事業概要と協力準備調査の詳細調査・確認事項の検討
  - (3) カンボジアの道路・橋梁分野における本邦技術活用条件や可能性
  - (4) 今後の協力方針への提言
6. 環境社会配慮



別紙 2

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、受注者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	交通量調査、将来交通需要見通しの検討方法	第4条 調査実施の留意事項 (4) 道路・交通実態調査の実施 第5条 調査の内容 (3) 道路・交通実態調査の実施計画の検討と実施
2	環境社会配慮調査の実施方法	第4条 調査実施の留意事項 (5) 環境社会配慮 第5条 調査の内容 (4) 環境社会配慮調査の実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路、橋梁整備に係る調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

#### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：カンボジア王国または東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年3月上旬 業務開始  
2024年3月下旬 インセプション・レポート  
2024年6月下旬 インテリム・レポート  
2024年9月上旬 ドラフト・ファイナル・レポート  
2024年10月末 ファイナル・レポート提出

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 23.00人月

業務従事者構成の検討に当たっては、上記の業務主任の他、環境社会配慮、交通分析の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 全13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 道路・交通実態調査
- 環境社会配慮調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 包括的インターモーダル運輸物流マスタープラン（Comprehensive Intermodal Transport and Logistics Master Plan : CITL-MP）

#### 2) 公開資料

- 「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12355269.pdf>

- 「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」

[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371753\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371753_01.pdf)

[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371753\\_02.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371753_02.pdf)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 (MPWT)
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無 (受注者が自ら借り上げ)
7	関係政府機関への連絡・アポイント 取付支援	有 (カンボジア事務所) ※実際のアポイント調整は受 注者が行う。

## (6) 安全管理

カンボジア全土への渡航に関して特段制限はないが、外務省の海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>) を参照しながら、十分留意すること。外務省「たびレジ」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) への登録も全業務従事者が各自行うこと。

また、渡航前に渡航者情報、連絡先、スケジュール等を JICA カンボジア事務所に事前提供し、渡航中連絡・通信手段を受注者で確保すること

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023年10月版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」の通り、本調査は期間の分割を想定していないため、調査期間全体分の見積を作成してください。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**94,101,000円（税抜）**

なお、定額計上分4,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### **（3）別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### **（4）定額計上について**

定額計上した各経費について、上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	道路・交通実態調査に係る経費	第２章 特記仕様書案 第５条 調査の内容 （３）道路・交通実態調査の実施計画の検討と実施	2,000,000 円	交通量補完調査、関係者へのインタビュー調査、道路施設の目視調査	現地再委託
2	環境社会配慮調査に係る経費	第２章 特記仕様書案 第５条 調査の内容 （４）環境社会配慮調査の実施	2,000,000 円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICA が想定している渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒プノンペン（タイ国際航空）

東京⇒ハノイ/ホーチミン⇒プノンペン（ベトナム航空）

東京⇒仁川⇒プノンペン（アジアナ航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 65 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 25 )</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	<b>( 25 )</b>	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)